

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	11	府省庁名	国土交通省、復興庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>個人等の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡する者</p> 特例措置の内容 <p>個人等の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、平成23年12月14日から平成28年3月31日までの間に、地方公共団体等に買い取られる場合の、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除に係る特例の適用期限を5年間延長する。</p> 		
関係条文	<p>租税特別措置法（以下「租特法」という。）第34条、第65条の3、第68条の74 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。） 第11条の5第2項、第18条の9第2項、第26条の9第2項 地方税法附則第34条第1項、第4項、地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項4号、 第72の14条、第72の23条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (▲413) [平年度] - (▲413) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 地方公共団体等による事業用地等の迅速かつ円滑な取得により東日本大震災からの早期復興を図るとともに、譲渡者である被災者の税負担を軽減することで早期の生活再建を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 特定住宅被災市町村の区域内では、本特例の適用により、これまで復興事業のための事業用地等の取得が円滑に行われてきたが、現行期限後5年以内においても用地取得が約12,000件見込まれており、平成28年度以降も引き続き、早急に各種の復興事業を行うことが必要となっている。 本特例は、特定住宅被災市町村の区域内において行われる収用交換等の5,000万円特別控除の特例等が適用されない土地等の取得について、譲渡者の税負担が軽減されることにより生活再建支援が図られるとともに、事業協力への誘引及び復興事業の進捗に大きく寄与している。また、代替地提供者についても2,000万円特別控除を受けられるため、復興事業に伴い必要となる代替地の確保にも大きな役割を果たしている。 よって、いまだ震災復興が完全になされていない現段階で本特例を廃止することは適当でなく、本特例の適用期限を5年間延長することにより、東日本大震災からの一層の早期復興を図るとともに、被災者の生活再建を支援することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(6)東日本大震災からの復興に係る施策の推進」
	政策の達成目標	被災地における復興事業の用に供する土地等の円滑な取得を通じて東日本大震災からの早期復興を図るとともに、被災者の生活再建を支援する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間（平成28年度～平成32年度）
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」に同じ。
政策目標の達成状況		特定住宅被災市町村の区域内における地方公共団体等への土地の譲渡は進んでいるものの、現行期限である平成28年3月31日以後5年以内においても、区域内における事業用地等の取得が約12,000件見込まれていることから、土地等の取得を通じた東日本大震災からの復興がまだ充分図られていない状況である。
有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成28年度以降5年以内において、約12,000件（推計）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	土地等の所有者による土地等の譲渡が促進されることにより、復興事業の用に供する土地等の権原の取得が円滑に進み、効率的な公共事業の実施が図られ、被災地の早期復興につながるものである。
相 當 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（租特法第33条） 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（租特法第33条の4） 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（収用等の対償等に充てるため買い取られる場合）（租特法第34条の2）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本特例措置は、特定住宅被災市町村の区域内における地方公共団体等への土地等の譲渡を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な復興事業の推進及び被災者の生活再建の支援を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものである。今後も引き続き復興事業の迅速化が求められており、時宜にかなった措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	<p>平成 23 年度 258 件 減収額 19 百万円（推計） 平成 24 年度 2,999 件 減収額 481 百万円（推計） 平成 25 年度 15,796 件 減収額 4,203 百万円（推計） 平成 26 年度 16,816 件 減収額 4,143 百万円（推計）</p>
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	土地等の所有者による土地等の譲渡が促進されることにより、復興事業の用に供する土地等の権原の取得が円滑に進み、効率的な公共事業の実施が図られ、被災地の早期復興及び被災者の生活再建の支援につながっている。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 23 年度創設